

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第36号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	33,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	31,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	29,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	27,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	25,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	23,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	21,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	19,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	17,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	15,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	13,000
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	11,000
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	9,000
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800	7,000
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	

29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。